

第9節 テレビ共聴設備工事

(1) 一般事項

アンテナ、増幅器、分配器、整合器等のテレビ共同聴視機器の取付け及びこれに必要な配線に適用する。

工事施工に際し、あらかじめ機器の配置図、その他施工図を提出し承諾を受ける。

(2) 機 器

1) 仕様等

a. 製作図を提出し承諾を受ける。各機器はデジタル放送に対応したものとし型式、定格及び寸法等は、設計図書による。

2) 使用機器

機 材 名 称	仕 様・規 格	数 量	製 造 所	備 考
	-			
アンテナ				
ヘッドエンド				
増 幅 器				

(3) 施 工

1) 機器の取付け

a. アンテナ

(1) アンテナ及び支持物は受信障害のおそれのない位置、方向等を(係員・監督員・監理者)と打合せのうえ決めるよう取付ける。特にBS・110°CS及びCSアンテナは、風圧等による振動しないようにする(図9-1参照)。

(2) ほかのアンテナから、3m以上離す。

(3) 雷保護を考慮する。

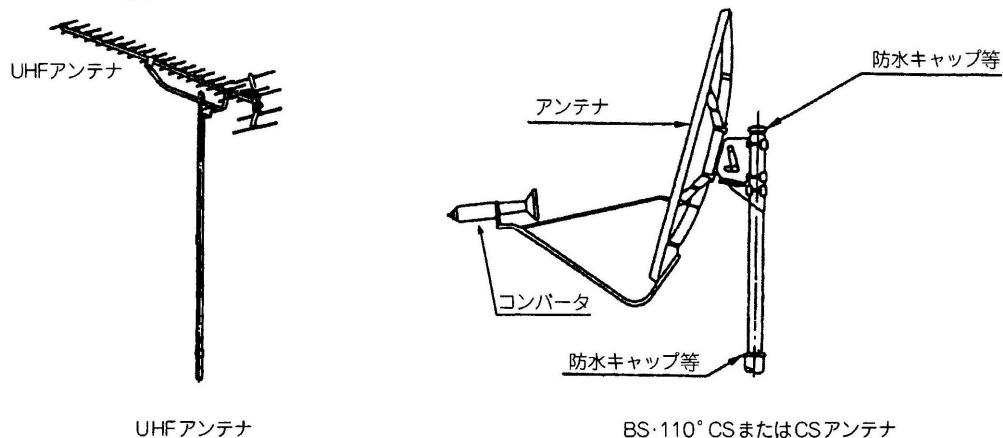
(4) アンテナはアーム、素子をステンレス製とするなど防蝕を考慮する。

b. その他機器

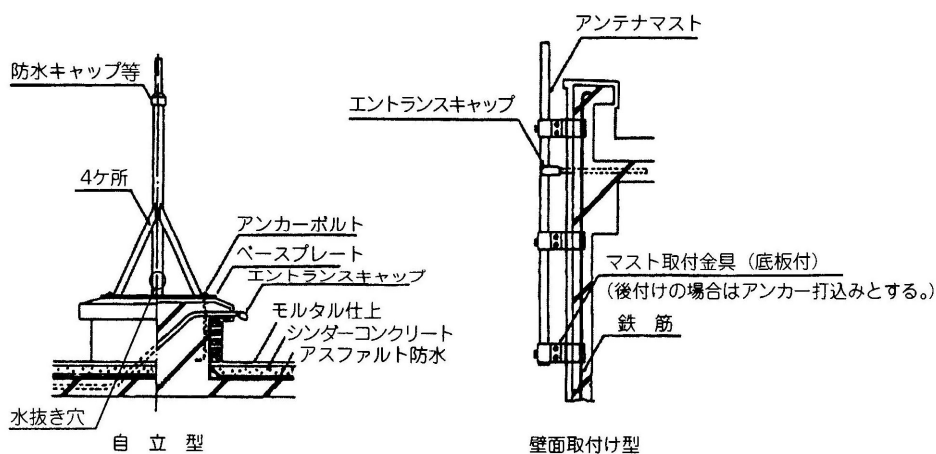
(1) ヘッドエンド機器、混合器等のうち屋外用のものは支持金物を使用して取付け、室内の木板にねじ等で取付ける。

(2) 直列ユニットの取付けは、コンセントに準ずる。(10.1図参照)

(3) 分岐器、分配器で使用しない端子には反射波が発生しないようにダミー抵抗を取付ける。



アンテナ部



取付部

図9-1 アンテナ取付参考図

2) 機器の取付け

- a. 受信点で電界強度を測定する際、到来方向の工作物や地形等により計算値と異なる場合が多いので、電界強度を測定するとともに画質を調査しておく。
- b. 躯体が電界強度を測定する際、アンテナ取付予定位置において各チャンネル毎に電界強度および画質を測定する。電界強度はVHF, UHFとも60dB以上必要である。受信点での画質の計測は、電界強度によるものと妨害によるものがある。

(4) 試験及び調整

工事完了後、直列ユニットごとに各チャンネルについて受信レベルの測定及び画質試験を行い、受信レベルはデジタル放送は53dB μ V以上、BS-IFで57dB μ V、C-IFで57dB μ V以上とし、最良の画質が得られるように調整する。画質は、10.3表に示す受信品位評価基準で3+以上を確保する。また地上デジタル放送はBER(Bit Error Rate)を 2×10^{-4} 以下とする。画質は、10.4表に示す。

表9-3 受信品位評価基準

評 価		評 価 基 準
5		妨害が認められない
4		妨害があるが気にならない
3	3+	妨害が気になるが、じゃまにならない
	3	
	3-	
2		妨害がひどくてじゃまになる
1		妨害のため受信不能

表9-4

評価基準	評 価 基 準
	良好に受信
	ブロックノイズや画面フリーズが認められる
x	受信不能

(5) 予備品・付属品

下記を納入するものとし、ケースに収めたうえ目録を付ける。

メーカーの標準品一式